

函館市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 1 6 号

函館市公印規則の一部を改正する規則

函館市公印規則（昭和 3 8 年函館市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「押印を必要とする文書に当該文書に係る決裁を受けた文書を添えて」を「文書管理システム（公文書の管理を総合的に行うための情報システムをいう。次項において同じ。）の使用その他文書法制課長が適当と認める方法により，」に，「に提出し，確認」を「の承認」に改め，同条第 3 項中「ときは」の後ろに「，文書管理システムを使用することにより前項の承認を受けた場合を除き」を加える。

別表第 1 2 の表整理番号 7 の 3 の項中「および国民健康保険料決定（更正）通知書」を「，国民健康保険料決定（更正）通知書，国民健康保険高額療養費勧奨通知書および支給決定通知書」に改め，同表整理番号 1 2 の 4 の項中「，名寄帳兼（補充）課税台帳」を削り，同表整理番号 1 6 の 2 の項中「納入通知書，」を削り，同表整理番号 4 2 の 4 の項中「，名寄帳兼（補充）課税台帳」を削る。

附 則

この規則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。